

長野県医師研究資金貸与規程（平成 19 年長野県告示第 131 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、県内における医師の不足を解消し、医療の確保を図るため、県内の医療機関において医師としてその業務に従事する者又はがん専門医等の資格を取得し、県内医療機関においてがん治療等の業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で医師研究資金（以下「研究資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において「県内医療機関」とは、県内の医療機関のうち次に掲げるものとする。

- (1) 分娩を取り扱う産科医が不足している病院及び診療所
- (2) 標準的ながん診療機能を有する医療機関として長野県保健医療計画に示されている病院
- (3) 外科又は麻酔科の専門医が不足している病院のうち医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 14 号に規定する区域の医療提供体制を確保するため知事が特に必要と認めるもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 14 号に規定する区域の医療提供体制を確保するため知事が特に必要と認める病院
- (5) てんかん治療を行う病院及び診療所
- (6) 医療法第 30 条の 4 第 6 項に規定する区域又は同条第 2 項第 14 号に規定する区域（同条第 6 項に規定する区域を除く。）内の区域であって医師の確保を特に図るべきものとして知事が定めたものに所在する病院及び診療所

（貸与対象者）

第 3 条 研究資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県外から転入し、次に掲げる県内医療機関の区分に応じ、それぞれ次に定める医師としてその業務に従事しようとする者。
 - ア 前条第 1 号に規定する病院及び診療所 分娩を取り扱う産科医
 - イ 前条第 2 号に規定する病院 がん治療の業務に従事する放射線科の専門医
 - ウ 前条第 3 号に規定する病院 外科又は麻酔科の専門医
 - エ 前条第 4 号に規定する病院 知事が特に必要と認める診療科の専門医
- (2) 前条第 2 号に規定する病院に在籍し、公益社団法人日本医学放射線学会が認定する放射線治療専門医、一般社団法人日本臨床腫瘍学会が認定するがん薬物療法専門医、一般社団法人日本血液学会が認定する血液専門医又は一般社団法人日本病理学会が認定する病理専門医（以下「がん専門医」という。）の資格を取得するための研修を新たに受講する医師で、がん専門医の資格を取得してから前条第 2 号に規定する病院において、がん治療の業務に従事しようとするもの
- (3) 前条第 5 号に規定する病院又は診療所に在籍し、一般社団法人日本てんかん学会が認定するてんかん専門医（以下「てんかん専門医」という。）の資格を取得するための研修を新たに受講する医師で、てんかん専門医の資格を取得してから前条第 5 号に規定する病院又は診療所において、てんかん治療の業務に従事しようとするもの
- (4) 県外から転入し、一般社団法人日本専門医機構が認定する総合診療専門医（以下「総合診療専門医」という。）の資格を取得するための研修で知事が適当と認めるものを新たに受講する医師で、総合診療専門医の資格を取得してから前条第 6 号に規定する病院又は診療所において、総合診療の業務に従事しようとするもの

(研究資金の種類等)

第4条 研究資金のうち前条第1号に該当する者に貸与するもの（以下「医師研究環境整備資金」という。）の種類及び貸与の額は、次の表のとおりとする。

種類	貸与の額
3年資金	300万円
2年資金	200万円

2 研究資金のうち前条第2号から第4号までのいずれかに該当する者に貸与するもの（以下「専門医養成研究資金」という。）の貸与の額は、150万円とする。

(貸与の申請)

第5条 研究資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野県医師研究資金貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 医師免許証の写し
- (2) 県内医療機関の開設者又は管理者の推薦書（様式第2号）
- (3) 履歴書

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人1名を立て、申請書にその署名を得なければならない。

2 前項の連帯保証人は、研究資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第7条 知事は、申請書を受理したときは、審査をし、適当と認めるときは、研究資金の貸与を決定するものとする。

2 前項の場合において、知事は、医療法第30条の4第6項に規定する医師の数が少ないと認められる区域の医療機関においてその業務に従事しようとする者が申請者（第3条第1号に該当する者に限る。）である場合には、その者を、他の申請者に優先して貸与を受ける者として決定することがある。

3 知事は、第1項の規定により貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、速やかに、誓約書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(研究資金の交付)

第9条 研究資金は、第7条第3項の規定による通知を受けた者の請求により、一括して本人に交付するものとする。

2 前項の規定による請求は、長野県医師研究資金交付請求書（様式第4号）を知事に提出して行うものとする。

(返還債務の免除)

第10条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、研究資金の返還及び利息の支払（以下「返還債務」という。）を免除する。

- (1) 第7条第1項の規定による貸与の決定を受けた後に第3条各号に規定する業務に従事した期間が、第4条第1項の3年資金の貸与を受けた者にあつては3年、同項の2年資金の貸与を受けた者にあつては2年、専門医養成研究資金の貸与を受けた者にあつては3年（第11条第1項第1号において「必要業務従事期間」という。）以上となったとき。

(2) 前号に規定する期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 知事は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還債務の額を返還することができなくなったときは、当該返還債務の額の全部又は一部を免除することがある。

3 知事は、3年資金の貸与を受けた者が、第3条第1号に規定する業務に、第7条第1項の規定による貸与の決定を受けた後に2年以上従事し、かつ、やむを得ない理由のため業務を継続することができなくなったときは、返還債務の額に3分の2を乗じて得た額を免除することがある。

4 前3項の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、長野県医師研究資金返還債務免除申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（返還）

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれか（医師研究環境整備資金の貸与を受けた者にあつては、第1号から第3号まで、第8号又は第9号のいずれか）に該当するに至ったときは、知事の指定する期日までに、貸与を受けた研究資金の額に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を返還しなければならない。

(1) 第7条第1項の規定による貸与の決定を受けた後に第3条各号に規定する業務に従事してから、必要業務従事期間を経過しない間に当該業務に従事しなくなったとき。

(2) 心身の故障のため医師としてその業務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 第3条第2号から第4号までのいずれかに規定する研修（以下「研修」という。）を修了しなかったとき。

(5) 研修を修了した日から起算して2年を経過する日までの間にがん専門医、てんかん専門医又は総合診療専門医の試験を受験しなかったとき。

(6) がん専門医、てんかん専門医又は総合診療専門医の資格を取得できなかったとき。

(7) がん専門医、てんかん専門医又は総合診療専門医の資格を取得した後、直ちに第3条第2号から第4号までのいずれかに規定する業務に従事しなかったとき。

(8) この規程に定める義務を怠ったとき。

(9) その他研究資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 専門医養成研究資金の貸与を受けた者は、前項第4号から第7号までのいずれかに該当するに至ったときは、返還事由発生届出書（様式第6号）により知事に届け出なければならない。

（返還の猶予）

第12条 知事は、医師研究環境整備資金の貸与を受けた者が第3条第1号に規定する業務に従事している期間中は、返還債務の履行を猶予する。

2 知事は、専門医養成研究資金の貸与を受けた者が研修を受講してから第3条第2号から第4号までのいずれかに規定する業務に従事するまでの期間及び当該業務に従事している期間中は、返還債務の履行を猶予する。

3 知事は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由があるときは、当該事由の継続する期間に限り、返還債務の履行を猶予することがある。

4 前項の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、長野県医師研究資金返還債務履行猶予申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、返還債務の履行を猶予することを決定した者が、当該猶予の事由に該当しなくなったとき

は、猶予期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

(延滞利息)

第 13 条 被貸与者は、正当な理由がなく返還債務の額を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額について年 14.5 パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第 14 条 被貸与者は、申請書の記載事項に異動があったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 被貸与者は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は知事が不相当と認めてその変更を求めたときは、直ちに、別に連帯保証人を定め、連署のうえ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに、死亡を証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 専門医養成研究資金の貸与を受けた者は、研修を修了したときは、研修修了届出書（様式第 8 号）に研修を修了したことを確認できる書類の写しを添えて知事に提出しなければならない。
- 5 専門医養成研究資金の貸与を受けた者は、第 3 条第 2 号から第 4 号までのいずれかに規定する業務に従事したときは、着任届出書（様式第 9 号）に専門医資格取得の証明書の写しを添えて知事に提出しなければならない。